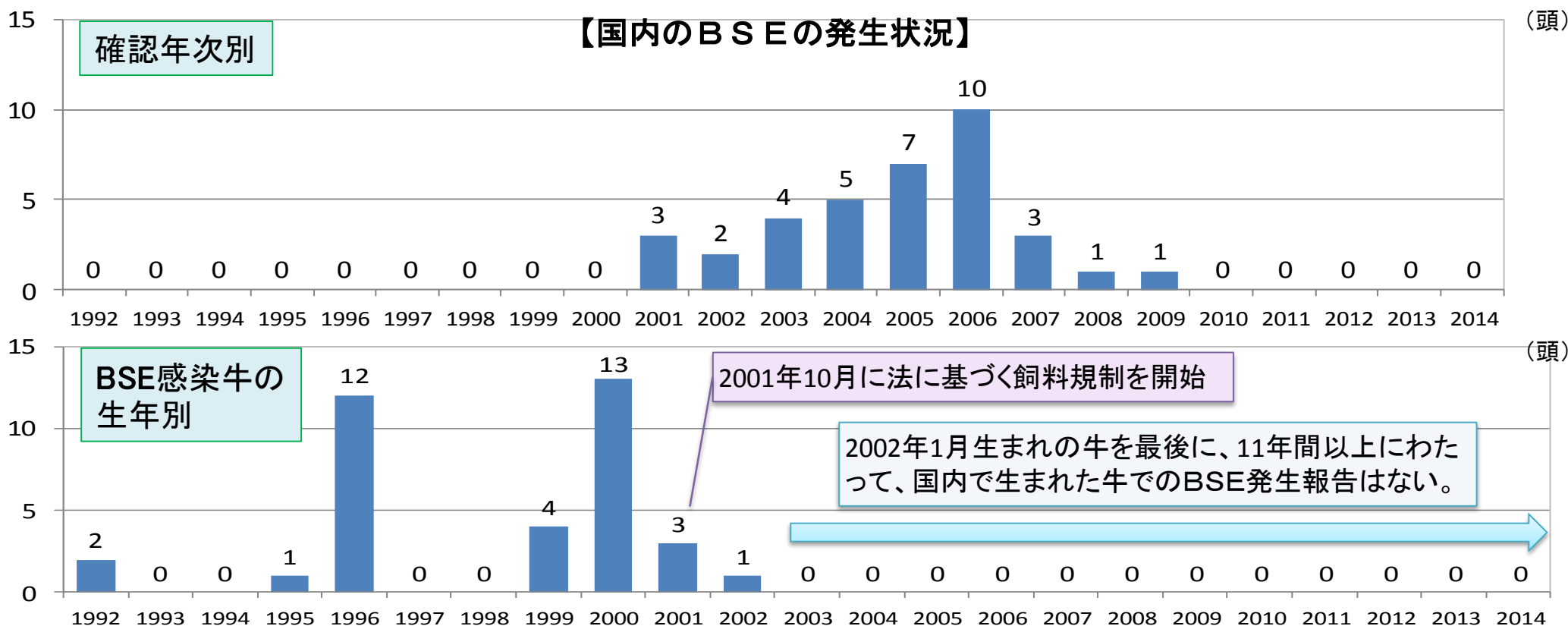


○ BSE関連

(1) 我が国におけるBSEの発生状況

- 2001(平成13)年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)が発生。
- 出生年別にみると、1996(平成8)年生まれが12頭、2000(平成12)年生まれが13頭と多い。
- 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、11年間以上にわたって、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- 2013(平成25)年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。



◎BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛(13頭)の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があるとされた。

○ BSE関連 (参考) 我が国におけるBSEの発生状況の詳細

【BSEの発生状況】 ※ 1例目は、BSE検査で陽性が確認された年月であり、2例目以降は確定診断された年月

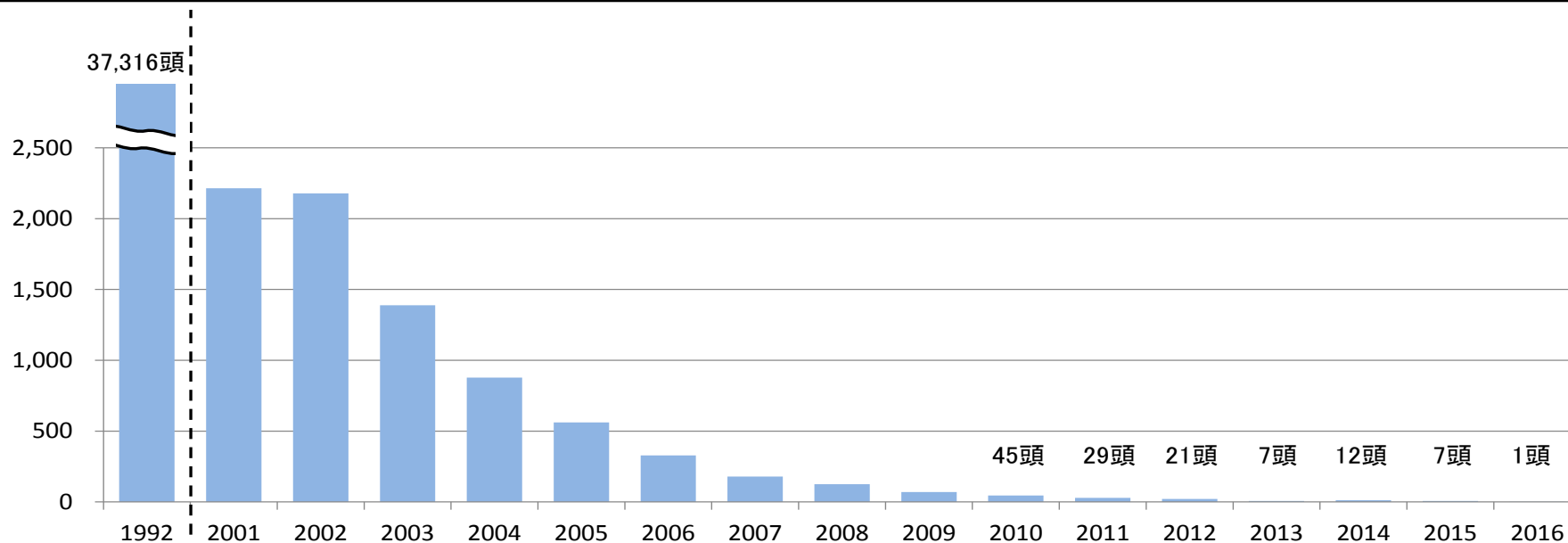
	〔確認年月〕〔飼養場所〕(生産元・導入元)	〔生年月(月齢)〕	(備考)		〔確認年月〕〔飼養場所〕(生産元・導入元)	〔生年月(月齢)〕	(備考)
1	13年 9月 : 千葉県 (北海道)	8年 3月 (64)		21	17年12月 : 北海道	12年 2月 (69)	死亡牛
2	13年11月 : 北海道	8年 4月 (67)		22	18年 1月 : 北海道	12年 9月 (64)	死亡牛
3	13年12月 : 群馬県	8年 3月 (68)		23	18年 3月 : 北海道	12年 7月 (68)	
4	14年 5月 : 北海道	8年 3月 (73)		24	18年 3月 : 長崎県	4年 2月 (169)	非定型
5	14年 8月 : 神奈川	7年12月 (80)		25	18年 4月 : 岡山県 (北海道、北海道)	12年 4月 (71)	
6	15年 1月 : 和歌山県 (北海道)	8年 2月 (83)		26	18年 5月 : 北海道	12年 8月 (68)	死亡牛
7	15年 1月 : 北海道 (北海道)	8年 3月 (81)		27	18年 5月 : 北海道 (北海道)	12年 8月 (68)	死亡牛
8	15年10月 : 福島県 (栃木県、栃木県)	13年10月 (23)	非定型	28	18年 6月 : 北海道 (北海道)	11年11月 (80)	死亡牛
9	15年11月 : 広島県 (兵庫県)	14年 1月 (21)		29	18年 9月 : 北海道 (北海道)	12年 6月 (75)	死亡牛
10	16年 2月 : 神奈川県 (神奈川県)	8年 3月 (95)		30	18年11月 : 北海道	13年 6月 (64)	死亡牛
11	16年 3月 : 北海道	8年 4月 (94)	死亡牛	31	18年12月 : 北海道	11年11月 (84)	
12	16年 9月 : 熊本県	11年 7月 (62)		32	19年 2月 : 北海道	13年 8月 (65)	
13	16年 9月 : 奈良県 (北海道)	8年 2月 (103)		33	19年 7月 : 北海道	12年 6月 (84)	死亡牛
14	16年10月 : 北海道	12年10月 (48)	死亡牛	34	19年12月 : 北海道 (島根県、北海道)	4年 7月 (185)	
15	17年 2月 : 北海道	8年 8月 (102)	死亡牛	35	20年 3月 : 北海道 (北海道)	12年10月 (89)	死亡牛
16	17年 3月 : 北海道	8年 3月 (108)		36	21年 1月 : 北海道	12年 8月 (101)	死亡牛
17	17年 4月 : 北海道	12年 9月 (54)	死亡牛				
18	17年 5月 : 北海道	11年 8月 (68)					
19	17年 6月 : 北海道	8年 4月 (109)					
20	17年 6月 : 北海道	12年 8月 (57)					

・ 8例目及び24例目は、検出された異常プリオンたん白質の性状が定型的なものとは異なることされている。

○ BSE関連

(2) 世界のBSE発生件数の推移

・ 発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	1	190,670
欧州 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	1	5,980
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	184,627
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 ^(※1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	0	1	21 ^(※2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

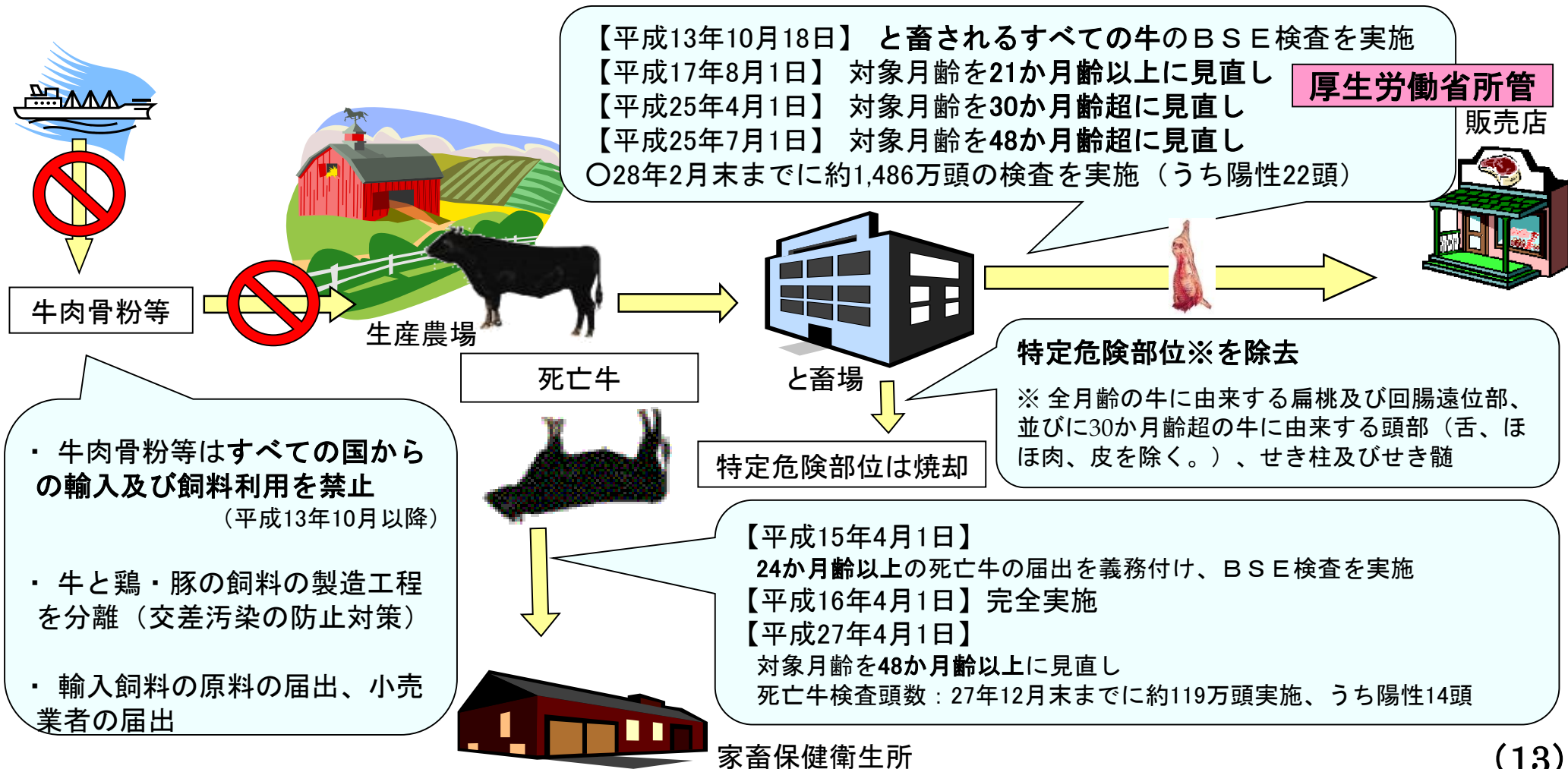
注：OIE情報（2016年3月28日時点におけるOIEウェブサイト掲載情報）をもとに動物衛生課でとりまとめ

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

(3) BSE対策の実施状況

- ・と畜場における特定危険部位の除去及びBSE検査
- ・肉骨粉等の飼料としての給与を禁止する飼料規制の徹底
- ・48か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査



○ BSE関連

(4) 日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- ・ OIE(国際獣疫事務局)は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階に分類。
- ・ 我が国は、平成25年5月、OIEの「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- ・ EUは、2013年2月から、一定の条件を満たした国は健康と畜牛の検査を行わなくてもよい旨決定。(注2)

○OIEによるBSEステータス区分と条件

○主要国におけるBSE対策の概要

ステータス	サーベイランス	リスク低減措置
無視できるリスク <small>平成25年5月認定</small>	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	① 過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと ② 有効な飼料規制が8年以上実施されていること
管理されたリスク	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	有効な飼料規制が実施されていること

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	48か月齢超の牛全頭(25年7月～)(注1)	-	- (注2)
	死亡牛	48か月齢以上の牛全頭	一部(30か月齢以上)	24か月齢超の牛全頭(注3)
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部(舌・頬肉・皮を除く。)、 脊柱(背根神経節を含む)、脊髄	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、 脳、三叉神経節、脊髄、 眼、脊柱、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、 盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋 (下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄 30か月齢超の脊柱、 背根神経節 (注4)
反すう動物由来肉骨粉の取扱い	反すう動物・豚・鶏に給与禁止	30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止	
月齢の判別方法	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	

「無視できるBSEリスク」の国ステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」
(平成25年6月4日林農林水産大臣記者会見)

「無視できるBSEリスク」の国認定証

- 注1：厚生労働省は、食品安全委員会の答申に基づき、平成25年7月1日より、と畜牛の検査月齢を48か月齢超に見直し。
 注2：ブルガリア及びルーマニアは引き続き30か月齢以上の検査を実施。また、独及び仏は独自の判断でそれぞれ96か月齢超及び72か月齢超の検査を実施。
 注3：EU内の一定の条件を満たした国においては、死亡牛検査の対象となる牛の月齢を最大48か月齢超へと変更することが可能となっている(2009年1月1日～)。
 注4：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄のみSRM除去の対象となっている(2015年8月5日～)。

(参考) 厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲
国内措置	<p>◎平成13年10月18日施行: 全頭を対象としたBSE検査</p> <p>↓</p> <p>◎平成17年8月1日施行: 21か月齢以上</p> <p>↓</p> <p>◎平成25年4月1日施行: 30か月齢超</p> <p>↓</p> <p>◎平成25年7月1日施行: 48か月齢超</p>	<p>◎平成13年10月18日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の頭部、脊髄、脊柱、及び回腸遠位部 <p>↓</p> <p>◎平成25年4月1日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部(扁桃除く)、脊髄及び脊柱
国境措置(輸入牛肉等に対する要件)	<p>◎平成17年12月12日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国: 20か月齢以下 ・カナダ: 20か月齢以下 <p>↓</p> <p>◎平成25年2月1日施行*:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国: 30か月齢未満 ・カナダ: 30か月齢以下 ・フランス: 30か月齢以下 ・オランダ: 12か月齢以下 <p>↓</p> <p>◎平成27年6月23日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ: 30か月齢以下 <p>*食品安全委員会答申としてはすべて30か月齢以下</p>	<p>◎平成25年12月2日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド: 30か月齢以下 <p>◎平成26年8月1日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポーランド: 30か月齢以下 <p>◎平成28年2月2日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー: 30か月齢以下 ・デンマーク: 30か月齢以下 <p>◎平成28年2月26日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン: 30か月齢以下
	<p>◎平成27年12月21日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル: 48か月齢以下 <p>※対日輸出は、齒列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ</p>	<p>◎平成27年12月21日施行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髄及び脊柱 <p>(左記輸入月齢の牛について)</p>

厚生労働省の諮問内容(平成23年12月)

以下の場合のリスクを比較:

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

2 国境措置 (米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合*。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合。

国境措置に関する諮問対象国(上記4か国以外)

- ・アイルランド、ポーランド(平成25年4月)
- ・ブラジル(平成25年4月)・スウェーデン(平成27年1月)
- ・ノルウェー(平成27年2月)・デンマーク(平成27年3月)
- ・スイス・リヒテンシュタイン(平成27年5月)
- ・イタリア(平成27年9月)